

平成 23 年 1 月 24 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）」に対する意見について

今般、標記内閣府令の一部改正（案）（平成 22 年 12 月 22 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項 目	意 見	理 由 等
従業員の状況	<p>第四号の三様式 記載上の注意(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(d) (新設) についての記載を不要としていただきたい。</p>	<p>改正案では、「従業員の状況」を削除する一方で、従業員数に著しい増減があった場合には、その事情及び内容を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載する必要がある。</p> <p>しかしながら、企業によっては、従業員数の著しい増減の有無を確認するためには、引き続き従来と同様のプロセスにて連結子会社全ての従業員数の確認と集計を行なう必要があり、実務負担が軽減せず、改正の趣旨と整合的でない場合もある。</p> <p>したがって、従業員数の著しい増減のあった場合の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」への記載も不要としていただきたい。</p>
役員の状況	<p>第四号の三様式(記載上の注意)(17) 役員の状況について、現行のままとしていただきたい。</p> <p>現 行：前年度の有報提出後の役員の異動を記載 改正案：当四半期累計期間の役員の異動を記載</p>	<p>改正案にもとづく例、例えば、第2四半期報告書に、従来有価証券報告書の報告対象であった第1四半期の役員の異動を記載する必要があり、追加的な実務負担が生じるため、改正の趣旨と整合的でないと考える。</p> <p>また、四半期累計期間の役員の異動については、有価証券報告書の役員の状況と四半期報告書の現行の役員の異動の記載を合わせてみることで、把握は可能である。</p> <p>したがって、役員の状況の記載上の注意については、現行の取扱いを維持していただきたい。</p>
特定事業会社の開示	<p>第四号の三様式(記載上の注意)(24) d(従来の(26) d) について、一般事業会社と同様、「特定事業会社」に関しても期首からの累計期間のみの開示とすることを明文化していただきたい。</p>	<p>内閣府令における特定事業会社の取扱いが改正後も不変(=引続き第3四半期については3ヶ月情報の開示が必要)であり、実務負担は軽減せず、改正の趣旨と整合的でないと考える。</p> <p>したがって、特定事業会社についても第3四半期連結損益計算書については、累計期間のみの開示としていただきたい。</p>